

令和5年度

監 査 報 告 書

定 期 監 査

名寄地区衛生施設事務組合監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の範囲及び対象期間	1
3	監査の実施期間	1
4	監査の対象部課、対象事務の範囲	1
5	監査の実施方針及び着眼点	1
6	監査の方法	1
7	実施状況	2
8	監査の結果	2
	むすび	3

名衛監第6号
令和6年2月21日

名寄地区衛生施設事務組合
管理者 加藤剛士様
名寄地区衛生施設事務組合議会
議長 今村芳彦様

名寄地区衛生施設事務組合
監査委員 岡川進
監査委員 清水一夫

令和5年度定期監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和5年度定期監査を実施したので、
同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

定期監査

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく財務監査（定期監査）

2 監査の範囲及び対象期間

令和4年7月1日から令和5年6月30日までに執行された、収入に関する事務、施設の維持管理に関する事務、契約に関する事務。ただし、監査の必要があると認めたときは、過年度分を対象とする場合がある。

3 監査の実施期間

令和5年10月6日～令和6年2月16日

4 監査の対象部課、対象事務の範囲

（1）対象部課

総務課、一般廃棄物処理施設整備推進室、衛生センター、炭化センター、名寄地区広域最終処分場

（2）対象事務の範囲

- ア 収入に関する事務
- イ 施設の維持管理に関する事務（修繕料、委託料、工事請負費、原材料費、備品購入費）
- ウ 上記イに関連する契約事務

5 監査の実施方針及び着眼点

（1）実施方針

令和5年度年間監査計画を踏まえ、事務事業が法令等に適合し、適正かつ適切に執行されているかについて、行政監査の着眼点も含めて監査を実施する。

（2）着眼点

- ア 予算の執行、収入、支出及び契約の事務が適正かつ効率的に行われているか。
- イ 文書の処理方法及び諸帳簿の記帳整理並びに事業に係る制度について、法令順守により適正に行われているか。
- ウ 現金等の保管について、職員及び金庫等による適正な管理が行われているか。

6 監査の方法

収入・支出・契約・財産管理に関する事務・その他これらに関連する事務等の関係書類の提出を求め、条例・規則などとの照合・審査を実施し、必要に応じて関係職員の説明を求めた。

7 実施状況

(1) 監査日程

監査実施通知日	面接実施日
令和5年9月15日	令和6年1月18日

(2) 実査

ア 実査日 令和5年10月17日

イ 実査場所 炭化センター、名寄地区広域最終処分場、衛生センター

8 監査の結果

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務はおおむね適正に処理されていると認められた。なお、一部において軽微な錯誤等が認められたため、面接実施時において口頭により対応を求めた。

なお、監査の対象とした事務事業の執行において留意及び措置が必要と認められる事項については、「監査の結果に関する報告等に関する取扱要領（令和2年監査委員訓令第2号）」に従って記載する。

指摘事項等の処理区分	
(1) 指摘事項（指導的事項を含む。）	
ア 改善（是正すべきもの）	
(ア) 法令等に違反するもの	
(イ) 公金の支出、契約又は財産管理に適正を欠くもの	
(ウ) 効率性、経済性又は有効性を欠くもの	
(エ) 故意又は過失により損害を与えたもの	
(オ) リスク（組織目的を阻害する要因をいう。以下同じ。）に対する措置が講じられていないもの	
(カ) その他、監査委員が、改善が必要と認めるもの	
イ 検討	
(ア) 法令には違反しないが、リスクの発現を低い水準に抑えることができていない等検討を要するもの	
(イ) リスクへの対応に各部局間の調整等が必要なもの	
(ウ) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討が必要なもの	
(2) 注意	
ア 軽易な誤り及び留意すべき事項であるもの	
イ 指摘事項には至らないが、妥当性又は適正を欠くもの	
(3) 勧告（地方自治法第199条第11項及び名寄地区衛生施設事務組合監査基準第16条第2項に規定する勧告）	
ア 第1号アの規定のうち、特に重大なもの	
イ 第1号アの規定のうち、著しく経済性、効率性又は有効性を欠くもの	
ウ 第1号ア又はイの規定のうち、至急改善を要するもの	
エ 第1号ア又はイの規定のうち、未措置であるもの又はリスクに対し措置を講じないもの	
オ その他監査委員が勧告相当と認めるもの	

監査の結果は次のとおりである。

(1) 把握した事項

- ア 総務課の所管する事務のうち 1 件の支出について関係書類を確認した。
- イ 一般廃棄物処理施設整備推進室の所管する事務のうち 3 件の支出について関係書類を確認した。
- ウ 衛生センターの所管する事務のうち 14 件の支出について関係書類を確認した。
施設の維持管理状況について確認した。
- エ 炭化センターの所管する事務のうち 15 件の支出について関係書類を確認した。
施設の維持管理状況について確認した。
- オ 名寄地区広域最終処分場の所管する事務のうち 13 件の支出について関係書類を確認した。施設の維持管理状況について確認した。

(2) 監査の結果

指摘事項なし。

(むすび)

令和 5 年度の定期監査において、関係書類の審査と併せて各施設の整備状況と業務管理体制について確認した。

各施設とも安定稼働のための施設整備と管理運営に努力されていることが確認できた。次期中間処理施設の建設事業については、今後、本格的に事業が進むことから、引き続き適正な履行に努められたい。

事務処理においては、各資料とも丁寧に作成されており、事務の見直しや改善によって書類の不備も減少していることを評価したい。

今後も徹底したリスク管理のもと法令を順守し、地域住民の生活インフラを支える組合各施設の運営業務にあたっていただきたい。

以上